

令和元年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について

進捗状況評価基準
 A:予定通り(予定以上に)進捗している B:遅れている
 C:取組みが進んでおらず、成果はなかった D:廃止・組織替え

令和2年7月29日(水)
 第1回子ども・子育て会議 資料③—2

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績					⑤進捗状況評価	⑥今後の方針(第2期計画)	⑦R2年度の目標																																		
						項目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度																																	
I:子どもの生きる力を育成します	1.遊び場・子どもの居場所づくり	1.児童館事業	子育て支援課	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、指定管理者制度を導入したことから、効率的で、充実したサービスの提供に努めます。	実施か所数/か所	2	2	2	2	2	A	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、必要な施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。	昨年度に引き続き、人気講座を多く実施したり、工夫あふれる行事を実施することによって利用者増に努めます。																																	
						利用者計/人	40,873	45,525	46,199	46,366	43,015																																				
						子ども/人	28,255	32,551	32,870	32,488	29,153																																				
			大人/人			12,618	12,974	13,329	13,878	13,862																																					
			実施か所数/か所			4	4	4	4	4																																					
			利用者計/人			6,626	17,275	18,259	17,742	15,383																																					
		人権課						子ども/人	4,186	14,585	15,901	16,110	13,499																																		
								大人/人	2,440	2,690	2,358	1,632	1,884																																		
								実施か所数/か所	2	2	2	2	2																																		
		2.遊び場の整備	都市計画課	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適合した整備を実施する。	地域に遊び場が少ない子どものために土地所有者の善意によって空き地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	実施か所数/か所	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	A	継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。	方針と同様																																
27年度	12							11	5	5	5																																				
3.地域子育て支援拠点事業	3.地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行うなど、利用者支援事業と連携して子育て家庭への支援機能を強化していきます。	実施か所数/か所	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	A	地域での子育て支援の場として、多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行う。利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していく。																																		
						利用者計/人	21,919	21,638	28,224	26,645				25,484																																	
						子ども(対象児)/人	11,155	10,621	13,702	13,176				12,989																																	
						子ども(対象外児)/人	1,137	1,348	1,602	814				761																																	
						大人/人	9,627	9,669	12,920	12,655				11,734																																	
						実施か所数/か所	6	6	6	6				6																																	
		幼保運営課				地域での子育て支援の場として、認知度が高まってきているので更なる質の充実に努めます。	実施か所数/か所	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	A	乳児期においては、保護者の愛情をもって育むことも重要と言われているため、家庭保育の推進の観点からも支援センターの利用をPRしていく必要がある。																																	
								利用者計/人	18,894	20,484	17,761	23,320			22,291																																
								子ども(対象児)/人	10,103	10,802	9,542	11,848			11,965																																
								子ども(対象外児)/人	0	0	0	680			604																																
大人/人	8,791	9,682	8,219	10,792	9,722																																										
4.子ども会活動等の団体活動	生涯学習課	異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所づくりに努める。	地域の団体やNPOなどと連携して、さまざまな子どもの団体活動を推進します。	実施回数/回(参加者数/人)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	A	少年団体や子ども会と連携して、子どもたちの活動の場や居場所作りを努めます。	参加者数が増加するよう、居場所づくりとして参加しやすい活動を企画する。																																			
					27年度	3(326)	6(640)	4(504)	5(406)				5(367)																																		
2.総合的な放課後児童対策	1.放課後子ども総合プランの推進	教育部総務課	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため「青い鳥教室」の充実と「放課後子ども教室」の拡大に努め、両事業を連携して実施する整備体制を検討する。	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」の拡大に努めます。また、「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」を平成31年度までに1か所整備することを目指します。	青い鳥実施か所数/教室(子ども教室か所数/か所)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	A	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」の拡大に努めます。また、「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」を令和6年度までに1か所整備することを目指します。	「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の連携事業の拡大																																		
						東中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	5(3)	7(3)	8(3)	8(3)				8(3)																																	
						西中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	5(1)	7(1)	7(1)	7(1)				7(1)																																	
						南中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	6(1)	8(1)	8(1)	8(1)				8(1)																																	
						綾歌中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	3(0)	4(0)	4(0)	4(1)				4(1)																																	
						飯山中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)				4(2)																																	
						3.いじめ・不登校等心の相談	学校教育課	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みを教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などによる相談体制の充実を図ります。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、県と協力してスクールカウンセラーを市立全小・中学校に配置するとともに、学校教育サポート室のカウンセラーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。				教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	A	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。	方針と同様																									
																							2.教育支援センター	学校教育課	学校長からの依頼を受け、不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取り組ませることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図ったり、学校との連携を密にして学級担任との人間関係を深めたりして、学校復帰ができるよう努める。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を癒すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	A	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供して心を癒すとともに、遊びや学習を通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学校復帰や進路保障が出来るよう努めます。	方針と同様												
																																				3.カウンセリング	学校教育課	いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	いじめの被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、学校の支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	A	いじめや不登校などで悩む、子どもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	方針と同様

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績					⑤進捗 状況評 価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標	
						項 目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度
I : 子どもの生きる力を育成します	4 . 有害環境対策と非行等防止対策 1.有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発	少年育成センター		少年育成センターの育成だより「かめっこ」において携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィルタリングやマナー、ルールについて啓発する。また、薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。	白ポストや携帯電話・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	「かめっこ」6月号において「ケータイスマホ家族の約束事」の内容を掲載した。市内の小中学校の児童、生徒に配布し啓発した。						A	白ポストによる有害図書回収や、スマートフォン・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図る等、有害環境除去の対策に努めます。また、学校教育の場においてメディアへの過度な依存を防ぐための、情報モラルの指導・啓発を行っています。 特にSNSによる被害を防止したり、ネット・ゲーム依存に陥らないようにするため、小中学生やその保護者を対象に身近な情報機器の適正利用に関する様々な啓発を実施します。	育成だより「かめっこ」において、スマホ利用時の危険性についての記事を継続して掲載する予定。
		2.情報モラル教育	学校教育課	小・中学校において、メディアへの過度な依存やトラブル防止に対する情報モラル教育を推進する。	メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	実施校/校	23	23	23	23	23	A	①1-4-1と同じ項目	-
		3.補導活動	少年育成センター	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	子どもの問題行動を早期に発見して的確に対応するため、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもたちが集まりやすい場所などを巡回し、非行防止と啓発活動の充実を図ります。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	補導実施回数/回	523	513	500	537	525	A	地域の人々や関係機関との連携を深め、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	前年度に引き続き、関係団体から推薦された補導員の協力のもと、週4日の下校時と夕方・薄暮時の補導活動を継続していく。また、不審者情報に基づくパトロールや、学校からの要請によるパトロールも行う。
4.少年相談	少年育成センター	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談カードを全小・中学校及び高等学校の児童・生徒に配布し広報に努めます。	相談件数/件	47	33	43	32	58	A	相談者の悩みに寄りそった電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めています。	前年度に引き続き、相談カード、相談チラシを配布し、相談窓口の周知に努めるとともに、関係部署と連携しながら相談業務を行う。		
5 . 成人期に向けての健康づくり・保健対策	1.小児生活習慣病対策	学校教育課	小学校4年生の希望者及び中学校1年生の一部を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童を早期発見し、児童・生徒及び保護者に対して保健指導を実施する。また、必要であれば、学校と協力して、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	小児生活習慣病対策として、小学校4年生を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、学校と協力しながら医療機関の受診を勧めます。また、今後は中学生を対象にするなど、事業の拡大を検討します。	実施校数/校	16	16	17	18	21	A	小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、児童・生徒と保護者が、食生活・運動習慣・心の健康を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	方針と同様 実施人数増加のため保護者啓発を行う。	
		2.性教育	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせて、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を充実します。	実施校数/校	23	23	23	23	A	子どもの発達段階などに応じて、正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。	方針と同様	
		3.思春期メンタルヘルス	学校教育課	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。	心の問題で悩む児童・生徒には、養護教諭が行うカウンセリングのほか、学級担任・スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。さらに、保護者を対象とした講義などを実施し、家庭における児童・生徒のメンタルヘルスの推進を図ります。	実施校数/校	23	23	23	23	A	心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携・協力し、相談支援を行います。また、校内研修を充実し、学校職員のカウンセリング力の向上を図ります。	方針と同様	
		4.思春期保健教育	学校教育課 健康課	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験やモデル人形を使っている保育実習、講演会などを実施する。	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の時間を活用し、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 中学生を対象に、妊婦体験、乳幼児とのふれあい体験などを実施し、体験を通して自分の命の大切さとともに赤ちゃんの命について考える学習を進めます。	実施校数/校 実施希望数/回 (実施回数/回)	6 0	23 0	22 0	23 3	23 10	A A	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 ・妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸し出しなど、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	方針と同様 児童・生徒たちが命の大切さについて学べるよう、妊婦体験・赤ちゃん人形の貸し出しについて周知する。
6 . 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	1.妊産婦の食育	健康課	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。生まれる前(マイナス1歳)から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	健康な子どもを生み育てるために、妊娠・出産期からバランスの良い食事を摂れるよう、教室の開催、啓発・情報提供に努めます。	講座参加人数/人	69	42	111	160	162	A	家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけを行います。	妊娠、出産期に必要な食事について啓発する。	
		2.子どもの食育	健康課 幼保運営課	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 教育・保育施設の子どもの保護者に対して、食に関する正しい知識の獲得や望ましい食習慣の形成を目指した教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 ・県や市の食育事業を積極的に活用し、保護者参加型の研修会を計画実施。	参加人数/人 個別 1,026 集団 1,772 個別 1,099 集団 1,889 個別 1,050 集団 1,542 個別 936 集団 1,549 個別 788 集団 1,335					A	・家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう、食に無関心な保護者が関心をもてるよう働きかけたいほか、現代の課題やニーズに合った講座や教室等を開催していきます。 ・自園調理を行う保育所・こども園では、保育の内容の一環として食育を位置付け、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。 ・保護者が食への理解を深め、食事を作ることや、子どもと一緒に食することに喜びを持つことができるように支援します。 ・子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 ・子どもが安心してなごやかな給食時間を過ごせ、健康のための食事について学べるように支援します。	小児生活習慣病の知識を重点に啓発し、食育の土台づくりを図る。 ・日々の生活や遊びの中で、子どもたちが様々な食に関わる体験を積み重ねること、食することに興味・関心をさらにもつようとする。 ・県食育事業の活用や保護者・地域と連携するなど、工夫して食育の大切さを伝えていく。	
	学校教育課	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	食に関する授業実施回数/回 家庭教育学級等講話回数/回 肥満指導等個別指導実施人数/人	185 44 35	160 47 56	171 55 69	234 45 27	211 43 34	A	・日々の生活や遊びの中で、子どもたちが様々な食に関わる体験を積み重ねること、食することに興味・関心をさらにもつようとする。 ・県食育事業の活用や保護者・地域と連携するなど、工夫して食育の大切さを伝えていく。	方針と同様 食に関する授業実施回数の増加。			
	学校給食センター	子どもが安心してなごやかな給食時間を過ごせ、健康のための食事について学べるようにする。	食育だよりの発行/回 給食試食会の開催/回 (参加人数/人)	11 30 (1,014)	11 30 (1,077)	11 27 (1,041)	11 27 (992)	11 25 (935)	A	・子どもが安心してなごやかな給食時間を過ごせ、健康のための食事について学べるように支援します。	コロナ対策等、感染症対策の徹底や給食時の注意点の指導			
生涯学習課	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	実施回数/回 (対象人数/人)	35 (1,258)	12 (655)	9 (191)	9 (200)	8 (161)	A	食育講座や体験型教室を継続して実施し、知識の充実を図る。					

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績					⑤進捗 状況評価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標	
						項目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度
I: 子どもの生きる力を育成します	7: 人間性や個性を育む環境整備	1.図書館事業	図書館	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。	ブックスタート参加人数/人	936	940	907	871	772	A	ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。	方針と同様
			図書館			セカンドブック配布冊数/冊(引き換え率/%)	752(72)	766(71.3)	747(72.5)	773(71.7)	900(88.7)	A	方針と同様	
	2.文化芸術鑑賞の機会の提供	文化課	美術館において親子を対象としたワークショップを開催したり、小・中学校において鑑賞教室を実施する。	美術館において、子どもを対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを実施し、子どもたちの感性や創造力を育むことができるように努めます。また、市内の小・中学校において音楽鑑賞教室を実施することで本物の文化芸術に触れる機会を提供します。	開催回数/回 実施校/校	4 5	6 5	8(親子向けワークショップ) 1,366(参加者数) 5(文化芸術鑑賞教室実施校) 2,084(参加者数)	12 2,003 6 1,388	11 1,235 5 2,152	A	美術館では親子を対象としたワークショップなどを開催するほか、小中学校などでは文化芸術鑑賞の機会を提供する。	親子で美術館を訪れる機会や子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実させる。	
			3.異年齢交流・異学年交流・世代間交流	幼保運営課	市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、世代間交流を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	運動会等の行事における未就園児の参加のほか、中学校群内での幼保交流(交流保育・人形劇観劇など)や近隣小学校との交流(給食体験・地域活動への合同参加)を行った。	・日々の保育活動に考慮した地域行事への参加や、運動会、夏祭りなど地域の方を招いての行事を通していろいろな人とかわる機会を大切にしている。 ・小・中学校群の幼保小との交流を通して、親しみや憧れの気持ちをもつとともに、互いの理解につながっている。 ・運動会や夏祭り、地域での行事などを通していろいろな人と触れ合い、地域のよさを知る機会となった。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・地域の特性を生かした行事や人々との交流を通し、豊かな経験の中で、地域文化や伝統に親しんでいる。 ・日常生活の中で、異年齢交流や近隣の幼・保・こ・小との交流、また園内外の行事や施設の慰問など地域との連携を継続的に、地域の中でつながっているという安心感となっている。	A	幼稚園・保育所(園)・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、地域連携を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	・日々の保育で異年齢児が自然に交じり合う環境づくりを実施し、思いやりや豊かな心を育んでいく。 ・地域の様々な人とかわる機会をもつことで、安心感や親しみをもち、人との関わりが育まれるように努めていく。		
		学校教育課			実施校数/校	23	23	23	23	23	A	方針と同様		
	4.人権教育・啓発	幼保運営課	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、人権・同和教育を推進し、子ども自らが自分の権利に対する意識をもち、自らを守る力を養うことができるよう、また、他人を尊重し、他人を思いやる気持ちを育てます。	一人ひとりの子どもの人権を守り、共に支えあう仲間作りや自尊感情が育めるよう、日々の保育を充実させたり、それぞれの園独自に年間計画を作成し、園の実情に合わせて、保護者も交えた研修会を実施。 ・人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で共通理解を図った。	・自然や人との関わりを通して、自尊感情や他人を尊重し、友達を思うやさしい気持ちを育めるよう保育内容を検討、実施した。職員間で共通の認識をもち継続して取り組むことの効果を感じている。	・人権・同和教育を推進し、自尊感情や友達を思うやさしい気持ちが育まれるように保育を実施した。 ・職員間で共通の認識をもち継続して取り組むことの効果を感じている。	・日々の保育・教育を大切にしていき、自他を認めたり支えあうなまづくりにつながっている。 ・研修会において、人権について語り合ったり考えたりする機会をもち、共通理解につながった。	・様々なテーマで子どもや保護者に対して人権集会を行い、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、一人一人の子どもの人権が保障される教育・保育の在り方について、保護者とともに考える場づくりになっている。 ・自尊感情や友だちを認めたり支えあうなまづくりにつながっている。 ・人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	A	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、豊かな生活経験をを通して、一人ひとりを大切に、子どもの心身の健やかな成長、発達を図るほか、子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	・日々の保育・教育を大切に、自他を認めたり、支え合う気持ちの基礎を培っていく。 ・人権について職員間で共通理解し、研修会等で多くの人と語り合う機会をもつ。		
			学校教育課		実施校数/校	23	23	23	23	23	A	方針と同様		
	5.子どもの体力づくり	学校教育課	小・中学校において、体力向上プランを策定し、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しみ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。	子どもの体力が低下傾向にあることから、体育の授業を充実させるとともに、丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもたちの自主的なスポーツ活動を促進する。	体力向上プラン策定校数/校	23	23	23	23	23	A	方針と同様		
			スポーツ推進課	丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもたちの自主的なスポーツ活動を促進する。また、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。	子どもの体力が低下傾向にあることから、体育の授業を充実させるとともに、丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもたちの自主的なスポーツ活動を促進する。	実施回数/回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)11回、(県外)6回 ・少年スポーツ教室 67教室 ・運動会苦手必勝塾 2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 2回 ・運動あそび応援塾 1回 ・指導者養成事業 1回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)9回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 66教室 ・運動会苦手必勝塾 2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 5回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・親子ふれあい体操塾 6回 ・リーダー養成事業 5回 ・運動あそび指導員派遣事業10回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 65教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 4回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・幼児野球あそび体験塾 5回 ・リーダー養成事業 5回 ・運動あそび指導員派遣事業 10回 ・まる・カマきっず 16回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 65教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 4回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・幼児野球あそび体験塾 5回 ・リーダー養成事業 5回 ・運動あそび指導員派遣事業 10回 ・まる・カマきっず 19回	A	・体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 ・スポーツ少年団の活動支援をはじめ、子ども達の発達育成に応じた適切な指導を行える指導者養成や、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	新型コロナウイルス感染症への適切な感染防止対策を講じながら、スポーツ少年団の活動支援をはじめ、子ども達の発達育成に応じた適切な指導を行える指導者養成や、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	
	8: 総合的・継続的な障がい児支援	1.発達相談	健康課	子どもの発達について悩みのある親子のために、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士、保健師や保育士による相談を実施する。 【こども相談】 子どもの心身の発達や情緒、行動などに不安のある親子のために児童心理司による相談を実施する。 【ことばの相談】 きこえやことばの発達に不安のある親子のために言語聴覚士による相談を実施する。	すべての障がいのある子どもが、障がいの程度や種別及び教育的ニーズに応じ、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。	こども相談延べ件数/件	81	88	84	82	78	A	子どもの心身の発達や情緒・行動面について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。	
健康課					ことばの相談延べ件数/件	331	362	404	400	401	A	ことばの発達や発音について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。		
2.特別支援教育・障がい児保育		幼保運営課	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所(園)への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。	すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就学まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。	加配対象者数/人	440	442	455	537	473	A	心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グリーゾーン又は障がいが疑われる子どもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。	加配を必要とする子どもの受入れのため、加配職員の増員に努める。	
	学校教育課			配置人数/人 実施回数/回	小32人、中5人 実施回数110	小32人、中5人 実施回数110	小32人、中5人 実施回数107	小37人、中5人 105回	小39人、中5人 105回	A	方針と同様 特別支援教育支援員の配置人数の増加。			
3.発達障がい児支援	幼保運営課	NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもたちの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。		相談回数/回 (延べ利用者数/人)	303 (737)	315 (786)	306 (805)	307 (933)	329 (1,063)	A	近年、相談回数や件数も多く推移している。新規の相談者の増加に加え、相談内容の広範化という現状を踏まえ、相談員を2名増やし、対象児童や保育士等に対する支援体制の充実を図っていく。			
	学校教育課			研修実施回数/回	5	5	5	5回	5回	A	方針と同様			

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績					⑤進捗 状況評 価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標		
						項 目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度	
I : 子どもの生きる力を育成します	8・総合的・継続的な障がい児支援	4.障がい福祉サービス	福祉課	【児童発達支援】 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。(医療型は治療も行う。)	障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。 発達上、障がいのある子どもについては、親が早期に障害があることを認識し、早期対応することで、子どもの育ちに大きな影響があることから、関係機関と連携を取りながら、相談や指導の充実を図り、障がいの早期発見、早期療育に努めます。	利用延人数/人	557	976	1555	1,913	1,852	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。		
			福祉課	【放課後等デイサービス】 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。		利用延人数/人	2,186	2,714	3,184	4,044	4,667	A		障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	
			福祉課	【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		利用延人数/人	12	21	36	21	24	A		保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	
			福祉課	【障がい児相談支援】 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。		利用延人数/人	406	439	517	597	807	A		保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	
II : 子育て家庭を応援します	1・切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	1.母子健康手帳などの発行	健康課	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	安産で快適な出産ができるよう、妊娠初期から健康管理の充実を図るとともに、安心して子育てが始められるよう健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で共に子育てできるような家族力を高める取組みを行います。出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるように、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。	発行部数/部	980	941	917	818	881	A	妊産婦時に保健師・助産師による面接を行い、安心して妊娠・出産が迎えられるよう支援する。 乳児期からの「お口のマッサージ」について普及啓発していく。 ・妊娠届け時から健康管理の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを充実します。 ・親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で子育てできるような家族力を高める取組を行います。 ・出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるように、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。 ・妊娠期から生活習慣の見直しを図り健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。		
		2.母子保健推進員・愛育班の育成・支援	健康課	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。		推進員人数/人	98	93	97	101	96	A		A	
		3.妊娠期からの飲酒・喫煙対策	健康課	流早産や低出生体重児などの予防のために母子健康手帳発行や訪問指導の時に飲酒・喫煙について啓発する。		訪問件数/人	429	414	316	190	169				
						声かけ数/人	1,833	1,878	2,370	2,664	2,218				
						研修/人	443	299	384	314	226				
						愛育班員数/人 (家庭訪問件数/件)	257 (18,993)	257 (19,389)	284 (18,737)	247 (16,634)	238 (17,229)				
		4.産後支援事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		<喫煙率>									
		5.妊婦・乳幼児健康診査	健康課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。 健康診査により、子どもの発育・発達を確認し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援する。		母子手帳発行時/％	4.2	3.2	2.2	2.0	3.0				
						3ヶ月健診/％	8.4	5.0	3.7	5.6	4.8				
						1歳6か月健診/％	9.8	8.1	8.5	10.3	8.4				
						3歳児健診/％	12.5	11.3	9.4	9.6	9.2				
		6.乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。		実利用件数/件	2	1	1	1	3				
7.養育支援訪問事業	健康課				養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。	妊婦一般健診受診数/回	11,058	10,758	11,016	10,012	10,026				
						乳児一般健診受診数/回	1,483	1,555	1,495	1,477	1,370				
						3か月健診受診数/人	966	934	906	860	767				
8.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	1歳6か月健診受診数/人	932	900	942	881	842							
			3歳児健診受診数/人	997	1,018	966	937	841							
			9.予防接種	健康課	病気がかからないように病気に対する抵抗力(免疫)をつくる。	母子手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	A	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。		
						BCG/件	924	968	885	912	798				
四種混合/件	3,810	3,877				3,680	3,563	3,464							
MR(麻しん風しん混合)/件	1,849	1,936				1,853	1,931	1,798							
10.乳幼児の事故防止	健康課	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。	日本脳炎/件	3,764	4,073	3,458	4,298	3,903							
			ヒブ/件	3,700	3,982	3,719	3,512	3,287							
			肺炎球菌/件	3,692	3,841	3,724	3,505	3,386							
			水痘/件	1,984	1,795	1,758	1,732	1,722							
11.小児医療	健康課	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っており、ケース会を開くなど、関係機関との連携を図ります。	25年度から未熟児、継続看護が市に移管された。	未熟児・継続看護等フォローが必要ケースは医療機関と連携を取りながら対応している。	医療機関と連携を取りながら、支援が必要なケースに個別対応を行った。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応した。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応した。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応した。	A	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っており、ケース会を開くなど、医療機関などとの連携・充実を図ります。					
											12.歯科保健	健康課	妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施する。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催する。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。	妊婦歯科受診者数/人	326
受診率/％	33.2	38	43.8	39.7	42.8										
歯科無料健診参加者数/人	1,135	1,002	1,022	905	896										
う歯罹患率(1.6健診)/％	2.3	2.4	1	2.0	1.4										
う歯罹患率(3歳健診)/％	23.3	21.2	18.3	19.3	18										

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績					⑤進捗 状況評 価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標		
						項 目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度	
Ⅱ：子育て家庭を応援します	2・相談支援・情報提供	1.利用者支援事業	子育て支援課	児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。	/	平成27年度より利用者支援事業(特定型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(特定型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(基本型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(基本型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(基本型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	A	まる育サポートにおいて、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実を図ります。	関係機関とのスムーズな情報共有を行うことで、継続的に支援を進めていく。	
		2.家庭児童相談	子育て支援課	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	西部子ども相談センター、香川県子ども女性相談センター、保健所、医療機関、警察などの関係機関と密接な連携を取り、家庭児童相談の充実を図ります。		相談延件数/件 (実人数/人)	1,131 (193)	1,422 (213)	1,400 (161)	1,877 (265)	2,600 (361)	A	香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	方針と同様
		3.子育て支援情報ホームページの開設・運営	子育て支援課	市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一挙に集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。	子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診察時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取組みます。		アクセス数/件	67,651	81,529	78,617	38,007 (9月末現在:事業終了)	76,980 (新規事業:令和元.11.21~令和2年3月末)	A	子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診察時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取組みます。	子育てに関する幅広い情報を提供し、子育て世代を支援する。
		4.子育てアプリ「まる育サポート」	子育て支援課	子育てに関する情報の配信に加え、育児記録や相談機能なども利用できる子育てアプリを提供し、妊娠、出産から育児まで、継続的な支援を行う。	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。		アクセス数/件	-	-	-	平成30年6月より子育てアプリ「丸育サポート」を開始。	1,136	C	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。	アクセス数の増加を目指す。
	3・地域における多様な保育ニーズ等への対応	1.待機児童の解消	幼保運営課	0~2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取り組み、市全体で受入れ体制を整えていく。待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士確保に努める。新たに開設を計画する地域型保育事業などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促す。	待機児童の解消に向けて、認定こども園への移行や地域型保育事業などの拡充に取り組み、地域バランスを考慮して計画的な設備整備を進めます。	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	0 0	0 0	0 0	36 28	101 49	A	待機児童の解消に向けて、市単独の修学資金の貸付や人材バンクの実施のほか、私立園に対する保育士人件費補助などを通して、一層の保育士確保に努めます。	令和2年4月1日現在で待機児童0人を達成することができたので、引き続き市単独の人件費補助や就職準備金の貸付などの保育士確保対策事業に取り組みることにより、さらに多く市内の保育所等で働く保育士を確保し、保育ニーズの受け皿確保に努める。	
		2.乳児保育事業	幼保運営課	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。	実施か所数/園	13	13	13	13	14	A	実施箇所数は目標を達成したものの、低年齢児を中心とした私的待機は多く発生している状況であることから、保育士確保に努め、受入人数の拡大に努める必要がある。			
		3.延長保育事業	幼保運営課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。	実施か所数/園	12	15	15	15	16	A	令和2年4月に私立保育園の新規開設し、延長保育を開始したことにより17園となった。引き続き受入れ先の維持・確保に努める。			
		4.一時預かり事業	幼保運営課	【幼稚園型】幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行う。 【幼稚園型以外】保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受入れ、保育を行う。	実施か所数/園	7	8 (保育所:6、幼稚園:2)	9 (保育所:7、幼稚園:2)	8 (保育所:6、幼稚園:2)	8 (保育所:6、幼稚園:2)	A	乳児保育、時間外(延長)保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て支援事業の充実を図ります。	一般型は、令和2年4月から1園が新規開設したため、今年度中にあと1園の開設を目指す。幼稚園型は、令和2年4月から1園が新規開設した。		
			子育て支援課	実施か所数/か所	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	A	事業の安定的継続を図る。				
		5.子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライト)	子育て支援課	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う。	実施か所数/か所	3	3	3	3	3	A	利用者の要望に適切な対応ができるよう、施設との連携を強化する。			
		6.子育て援助活動事業 (ファミリーサポートセンター)	子育て支援課	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	A	登録会員数の増加を目指す。			
					まかせて会員数/人	188	203	206	214	218					
おねがい会員数/人	605				692	725	786	863							
両方会員数/人	23				24	31	34	37							
7.病児・病後児保育事業	子育て支援課	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	B	より身近な場所で利用ができるよう、実施施設の増加に努めます。	事業の周知をすすめる。ニーズに応じた対応を進め、利用者の増加を目指す。				
			市内利用数/人	958	1,164	1,305	1,109	1,107							
市外利用数/人	178	212	250	182	237										
8.子育てホームヘルプサービス	子育て支援課	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。	利用延日数/日 (利用実人数/人)	10 (1)	79 (4)	15 (6)	39 (5)	17 (2)	A	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、子育てホームヘルプサービス事業の充実を図ります。	利用申請があった際に適切な対応ができるよう、支援の充実を図る。			

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績					⑤進捗 状況評価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標			
						項目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度		
Ⅱ：子育て家庭を応援します	4・児童虐待防止	1.人権教育・啓発	人権課	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	講演会の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	講演会等回数/回 (参加者数/人)	1 (146)	1 (123)	1	幼稚園等の保護者への人権研修 回数/8回 (参加者数/527人)	幼稚園等の保護者への人権研修 (家庭学級講座) 回数/7回 (参加者数/457人)	A	講演会や研修の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮しつつ保護者向けの研修等を行ない、子どもの人権について啓発に努める。		
		2.心の健康づくりと仲間づくり	健康課	こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。	保護者の孤立化や育児不安などから児童虐待につながるよう、きめ細かな相談支援や仲間づくりに努めます。					H23年から赤ちゃん訪問時に産後うつ等の早期発見(エジンバラ)指標を実施。 医師による相談、精神福祉士による相談・訪問の実施。母子愛育班・母子保健推進員による声かけ・見守りの実施。	精神保健福祉士によるこころの健康相談、訪問を実施。母子愛育班・母子保健推進員による声かけ・見守りの実施は随時している。	精神福祉士によるこころの相談及び訪問を実施。ウエルカム広場や各教室等では仲間づくりができるよう取り組んだ。	精神福祉士によるこころの相談及び訪問を実施。ウエルカム広場や各教室等では仲間づくりができるよう取り組んだ。	A	地域の子育て支援者と連携を図り、母子が孤立しないよう支援します。	子育て支援に関する情報提供を行い、妊産婦や乳幼児をもつ保護者が必要な時に必要な支援が受けられるよう支援する。
		3.家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会)	子育て支援課	関係機関の代表者により構成される代表者会(年1回開催)、関係機関の職員で構成される実務者会(月1回開催)のほか、必要に応じて随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護・支援のために、情報交換や役割分担などを行い、共通認識を図る。	西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などと綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一體的な支援を行います。	代表者会/回 実務者会/回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会46	代表者会1 実務者会12 個別ケース会52	代表者会1 実務者会12 個別ケース会20	代表者会1 実務者会12 個別ケース会22	代表者会1 実務者会12 個別ケース会58	A	・学校等への定期的な見守り依頼や定期健診時の状況を情報として共有するなどして、児童虐待の早期発見につながる「気づき」体制の確立に努めます。 ・西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一體的な支援を行います。また、「189」などの相談窓口の周知に努めます。 ・特に丸亀警察署とは、令和元年度に「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定書」を締結しており、今後も連携を強化していきます。 ・児童虐待防止を推進するため、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待、特にネグレクトに該当する行為(自宅や車内への放置等)の防止の普及啓発や養育支援を必要とする子ども等の早期把握・支援に努めます。	方針と同様		
		※第2期計画より	子育て支援課	妊娠前から18歳までの子育てに関するあらゆる相談に、専門相談員が幅広く対応し、必要に応じて保健・医療・教育・福祉などの各機関と協力しながら、継続的な支援を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市町村子ども家庭総合支援拠点(子育て支援総合相談窓口)のうち、まる育サポート〜あだじおと家庭児童相談室の連携、関係機関との連絡調整)の機能の充実を図り、児童虐待の防止に努めます。	方針と同様	
5・家庭の教育力の向上	1.家庭教育講座	生涯学習課	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。	保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。	実施回数/回 (参加者数/人)	4 (138)	29 (1,963)	27 (1,489)	27 (1,477)	23 (1,672)	A	・保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、その解決につなげていきます。 ・希望する講座が受講できるよう、日数を増やすことができるよう調整します。	保護者の教育力向上を図るとともに、課題や悩み事など、子育ての問題解決に向けての講座を充実させる。			
	2.PTAとの連携	学校教育課	共通課題(小・中学生のスマホ等適正な利用など)について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組む。	配布校数/校	23	23	23	23	23	A	方針と同様					
	3.子ども講座	生涯学習課	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。	講座数/講座 (参加人数/人)	7 (98)	5 (58)	4 (55)	4 (96)	4 (80)	A	子どもたちの知識や技能の向上を図るためのニーズにあった講座を継続して開催していきます。	子どもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズにあった講座を企画し、情報発信を行う。				
6・経済的支援	1.子ども医療費助成制度	子育て支援課	中学校卒業(満15歳)までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。	平成26年4月1日より、本市の子ども医療費助成制度の対象が従来の7歳から15歳へと引き上げられたため、引き続き制度の周知を図ります。	助成件数/件	248,717	259,467	259,818	256,681	260,263	A	制度の周知を図る。				
	2.丸亀市こうのとり支援事業	健康課	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。	助成延件数/件	77	88	118	104	148	A	制度の周知を図る。					
	3.ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。	助成件数/件	49,535	51,733	50,697	51,596	53,099	A	制度の周知を図る。					
	4.保育料の軽減	幼保運営課	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。	経済的支援に関する制度について、更なる周知を図り、利用促進に努めます。	新制度開始に伴い、2号・3号認定児に係る本市の保育料を定める際、低所得階層にあっては保育料の引下げを行った。また、多子世帯等への軽減は、次のとおり。 ・同一世帯から保育所等に同時入所している場合、保育所の場合は未就学児から、幼稚園の場合は小学校3年生までにいる子どもから数えて第2子の保育料を半額、第3子以降は無料。 ・扶養する子が3人以上いる世帯については、第3子以降の3歳未満児の保育料は免除【県の3子減免】 ・市町村民税所得割額が77,101円未満(2・3号認定に場合は48,600円未満)のひとり親世帯の子どもの保育料について、1月あたり1,000円軽減 平成28年度は、次のとおり国・県の多子世帯等に対する軽減策の拡充に伴い、さらなる軽減を行う例規改正を行った。引き続き、国や県の制度に合わせて、負担額の軽減を推進していく。 【国制度】年収360万円程度未満の世帯について、子どもの数を数える際にあつた年齢上限を撤廃するとともに、ひとり親等世帯については、1人目の保育料をH27年度の半額、2人目以降を無料とした。 【県制度】保育所と子ども園に通う3歳未満児のみであった対象者を、幼稚園や小規模保育事業所に拡大したほか、3歳以上児も対象とし、同一世帯内において、上から第3子以降となる子どもに係る保育料を、3歳未満児にあっては無料、3歳以上児にあっては所得額に応じて、無料又は国制度の額の半額とした。 平成29年度は、国の保育料に係る段階的無償化にあわせ、保育料を軽減した。 【1号】 ① 国の見直しと同様、B2階層(ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② B2(ひとり親世帯以外の世帯)及びC2(ひとり親世帯)について、一番安いC1(ひとり親)世帯と同額(2,500円)に軽減した。 【2,3号】 ① 国の見直しと同様、B階層(ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② 国の見直し案と同様、C1、C2、D1、D2階層のひとり親世帯について、第1子の保育料をB階層(ひとり親世帯以外の世帯)と同額(保育時間・年齢により3,900円から5,000円)に軽減 平成30年度は、国の更なる段階的無償化がなかったため、本市でも保育料の軽減を実施しなかったが、令和元年10月からの幼児教育無償化に向けて、情報収集を行った。	各種制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	A	引き続き、国の幼児教育無償化を行う。							
※第2期計画より	5.就学援助制度	教育部総務課	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部または全額を支給し、負担軽減を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	制度の周知を図る。				
※第2期計画より	6.幼児教育・保育に係る給食費の無償化	幼保運営課	子育て世帯の負担軽減のため、全ての3歳児から5歳児までの給食費を無償化する。	-	-	-	-	-	-	-	-	国の幼児教育・保育の無償化の導入を円滑に進めるとともに、本市独自の給食の無償化を実施します。	国制度上で無償化とならない子ども円滑に進めるとともに、本市独自の給食の無償化を実施します。			
※第2期計画より	7.多子世帯出産祝金支給事業	子育て支援課	多子世帯の3人目以降の子どもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	多子世帯の負担軽減のため、出産祝金を支給します。	制度の周知を図る。			

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績					⑤進捗 状況評価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標		
						項目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度	
Ⅱ：子育て家庭を応援します	7. 配慮が必要な家庭への支援	1.ひとり親家庭自立支援	子育て支援課	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	延相談件数/件	778 (母子748) (父子30)	669 (母子649) (父子20)	987 (母子956) (父子31)	936 (母子912) (父子24)	1,065 (母子1,023) (父子42)	A	ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	方針と同様	
		※第2期計画より 2.生活困窮者自立相談支援	福祉課	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談支援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談支援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行います。	方針と同様
		3.多言語による情報提供	子育て支援課	市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	外国籍の子どもや保護者が、子育てに関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供に努めます。	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を作成。	継続	継続	継続	継続	継続	B	外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供や窓口における通訳の確保に努めます。	方針と同様	
Ⅲ：地域の良さを活かした連携を推進します	1. 安心安全なまちづくり	1.交通安全施設の整備	建設課	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	カーブミラー新設数/基	31	26	23	44	35	A	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	
		2.通学路のカラー化	建設課	狭い市道において歩行空間が明確になるよう通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	視線誘導柵新設数/基	33	25	10	49	43	A	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、通学路安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、交通安全教育や環境の整備・改善に取り組みます。	通学路のカラー化については、平成28年度で完了した。今後は、カラー化を行った箇所での色が薄くなっている箇所の塗り直しを行います。	
		3.交通安全指導・啓発	危機管理課	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	交通安全教室開催数/回	119	118	109	131	133	A	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	方針と同様	
		4.不審者情報の提供	危機管理課	Fネット通信の丸亀市ホームページへ掲載	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や団体の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。	配信件数/件	51	50	13	19	13	A	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。	配信により情報共有。	
		少年育成センター	FAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、注意を呼びかける。	配信件数/件	32	38	45	49	48	A	FAXおよびメール配信で不審者情報を学校・警察・保護者・地域へ提供するとともに、発生場所を青パトで巡回する。				
		5.防犯パトロール	危機管理課	地域ぐるみで地域安全活動(自主防犯パトロール隊)が行われるよう支援する。	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や団体の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。	団体数/団体	16	22	22	22	23	A	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。	方針と同様	
		6.防犯意識啓発	危機管理課	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。	防犯協会、警察と連携し、機会を捉え防犯教室やキャンペーンの開催や、各種チラシやリーフレットを配布し、防犯意識啓発を行った。	設置件数/件	1750 (累計)	6 (新設)	3 (新設)	6 (新設)	3 (新設)	A	前年度に引き続き、設置の要望があれば設置の対応をしていく。		
7.緊急避難場所「こどもSOS」の設置・点検	少年育成センター	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。設置後の年数経過により、プレートが傷んだり設置箇所の状況が変わってきているので、設置箇所の点検を実施していく。	設置件数/件	1750 (累計)	6 (新設)	3 (新設)	6 (新設)	3 (新設)	A	前年度に引き続き、設置の要望があれば設置の対応をしていく。					
く2り。子育てでバリアフリーのまちづくり	子育てでバリアフリーのまちづくり	1.歩道等のバリアフリー化の推進	建設課	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、スロープの設置や段差の解消などを行う。	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消などのバリアフリー化、また、危険防止のための手すりの設置などに努めます。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	A	交通弱者である歩行者などが利用する歩道の整備には、引き続き、バリアフリー化を考慮に入れた計画、施工を行います。	道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計を行います。		
		2.公共施設における授乳室等の整備促進	庶務課ほか	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子どもトイレなど、本庁舎における施設整備を促進する。	公共施設をはじめ、日常的に外出頻度の高い身近な施設において、授乳やおむつ替えに必要なスペース、子どもトイレなどの整備を促進します。	設置箇所数/か所	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	C	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替え可能な多目的トイレなど、新庁舎における施設整備を図ります。	おむつ替えスペース及び授乳室の維持管理に努める	
		3.マタニティマークの活用	健康課	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	妊産婦や子ども連れの親子の外出を温かく見守り、必要なときには手助けするような地域づくりを進めます。	配布数/枚	955	903	917	818	881	A	妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。	マタニティマークの普及・啓発を行う。	

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績					⑤進捗 状況評価	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標	
						項目	27年度	28年度	29年度	30年度				元年度
Ⅲ：地域の良さを活かした連携を推進します	3・仕事と子育てが両立できるまちづくり	1.男女共同参画の推進	人権課	男性も女性も子育てをしながら働くことができる社会を実現するために、男性の育児参画を啓発する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の発行、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発などを行う。	男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めます。 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。	男性従業員の子育て休業取得率 3.2% 〔「丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート」目標値15%以上〕	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施(2月17日、参加者166人) ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社) ・子育て世代の男性料理教室開催(5回、167人参加)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(4社) ※内2社は、ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣先企業による申請(企業内では初取得事例となった) ・子どもと作るう!!男性料理教室開催(5回、147人参加)※内1回キッズウィークに実施	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(4社) ※内1社は、従業員5人の事業所であり、3年連続の支給となった ・子どもと作るう!!男性料理教室開催(4回、116人参加) ・仕事と育児/介護の両立支援セミナー開催(3回、16団体17人参加)	A	・男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。 ・家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努める。	・前年度実施したワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣事業の支援終了後、自走している企業の姿などを追跡取材。内容を広く周知する(定住自立圏域内の企業対象研修において)。 ・ワークライフバランスに特化した企業向けメールを登録団体に配信(登録団体数を70社に) ・業界団体等へのイクボス研修		
		2.労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	産業観光課	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。		従来どおり、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	A	働き方改革等に関する国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。	引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努める。	
		3.勤労者の福利厚生と企業への啓発	産業観光課	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	仕事と子育ての両立を支援するために、さまざまな媒体を活用した各種両立支援制度などの情報提供や、事業者に対して、安心して子育てをしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。	従来どおり、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。また、キッズウィークの取組みについても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。また、キッズウィークの取組みについては、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努めた。	A	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めます。 また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めます。	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。また、キッズウィークの取組みについても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努める(R2年度は事業中止)。
		※第2期計画より	学校教育課 幼保運営課	毎年10月の第3月曜日の「丸亀子どもデー」を学校、幼稚園、認定こども園の休業日に指定し、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会とする。								-	キッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀子どもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めます。	10月第3月曜日(10/19)を休業日に指定(小中学校が授業日数確保のため中止したことと合わせ、幼・こも中止)
	4.キッズウィークの推進	産業観光課ほか	事業所に対してキッズウィークの周知啓発・協力を関係機関と連携しながら働きかける。								-		R2年度は事業中止	
	4・人材育成・支援	1.子育てボランティアの育成・支援	子育て支援課	地域子育て支援拠点などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。	地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。	子育て支援員研修等、地域子育て支援拠点事業に対し、案内。多数が受講し、資質の向上に努めた。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	A	地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。	方針と同様	
			幼保運営課			ボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	A	ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。	方針と同様	
		2.地区組織・人材育成の仕組みづくり	健康課			愛育班、母子保健推進員を中心に地域の中で訪問、声かけ等を実施。	研修会を開催し、知識の向上を図った。	定期的に役員会や研修会を開催し、組織の育成や資質の向上に努めた。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	A	愛育班員や母子保健推進員が活動と重要性を周知し、地域ぐるみで主体的に活動できるよう支援します。	研修会の開催、各組織と意見交換や情報提供等を行い、地域で主体的に活動できるよう支援する。
			子育て支援課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。								D		
			生涯学習課			実施回数/回(参加者数/人)	2(172)	2(467)	1(113)	1(117)	開催中止(新型コロナウイルス)	C	今後も学校やPTAと連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。	地域で子育てを支援できる仕組みづくりができるようセミナー等を開催して、地域におけるコーディネーターを養成する。
3.子どもの体験活動等に関わる団体等への支援		生涯学習課	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	地域ぐるみで子育てを支援するため、地区組織、子育て支援団体、NPO法人などの団体活動を支援します。	団体数/団体	少年団体 5 子ども会 76	少年団体 5 子ども会 76	少年団体 6 子ども会 76	少年団体 6 子ども会 71	少年団体 6 子ども会 71	A	子どもの体験活動等に関わる団体等への支援として、指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催します。	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	